

令和7年度ドームバウンサーの貸出受付について

1. 使用について

- 「ドームバウンサーの使用に関する要綱」に基づき、令和7年度の運用を開始します。
- 原則、自治会利用を優先に随時受付（先着順）とします。
- 初めて使用する方は、必ずドームバウンサー設置動画をご確認ください。

2. 令和7年度の貸出受付について

ア スケジュール

- 使用開始日（10月1日（水））以降、先着順で随時受付を開始いたします。
- 今回の受付は令和7年度分（令和8年3月31日（火）までに使用する分）とします。

イ 申込方法

- 9月2日（火）より申込受付を開始します。申し込みは、使用希望日の原則1か月前までに、事前に電話連絡の上、ドームバウンサー使用許可申請書を地域政策課までメール（jichi@city.odawara.kanagawa.jp）、郵送又は持参（平日 午前8時30分～午後5時15分）してください。
- 使用許可申請書は小田原市自治会総連合ホームページよりダウンロードできます。
- 申請書に記載いただいた使用責任者の連絡先（氏名、電話番号）について、ドームバウンサーを保管・管理する小田原アリーナの指定管理者（小田原スポーツ・文化運営企業体 代表者：（株）スポーツプラザ報徳：電話38-1144）に情報提供いたしますので、ご了承願います。

ウ 使用料金

- 無料

エ 使用許可書

- 申請者宛に郵送いたします。

【使用許可申請書等は小田原市自治会総連合（HP）よりダウンロード】

URL：<https://odawara-jichisoren.net/activity/kohoshi/doumubaunsa.html>



(総連合 HP QR コード)

【ドームバウンサー設置動画（YouTube）】

URL：<https://youtu.be/bWMHirjGwLg?si=qwpuZ6fXRCCYEeCe>



(動画 QR コード)

令和7年度ドームバウンサーの貸出受付について

3. その他

- 貸出及び返却については、年末年始・第4月曜日を除く午前9時～午後9時までの間、小田原アリーナ（電話 38-1144）の北側搬出入口（地図を参照）で行います。
- 貸出及び返却の際の運搬は申請者で行っていただきます。以下の貸出物品を運搬できる車輛及び人員でお越しください。

【貸出物品】

- ・ ドームバウンサー本体（約140kg）、送風機2台、入口階段、砂袋のおもり6個（約30kg）、屋外で使用する場合はグラウンドシート ほか



担当：自治会総連合事務局
(地域政策課自治振興係)
電話 33-1457